



福島医発第771号(地)

平成23年 6月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の今後の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いにつきまして、平成23年4月診療分の請求(5月提出分)に関しまして、平成23年5月9日付け福島医発第373号(地)、5月診療分の請求(6月提出分)に関しましては、平成23年6月3日付け福島医発第617号(地)にてご連絡申し上げたところであります。

今般、平成23年6月診療分(7月提出分)以降の請求方法につきまして、下記のとおり取り扱う旨、日本医師会より通知が参りましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、下記の「2 その他」について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

2 その他

- (1) 「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて」(平23.3.14 基労補発0314第1号)に基づき、通常の「療養補償給付たる療養の給付請求書」(いわゆる「5号様式」)によらず、任意様式により作成した場合など、レセプトに労働保険番号等が記載できない(不明なため)ものについても、特に他のレセプトと区分することなく請求して差し支えありません。
- (2) やむを得ない事情により、未だに3月診療分(4月提出分)、4月診療分(5月提出分)及び5月診療分(6月提出分)について請求(特例請求)に至っていない指定医療機関については、所在地を管轄する都道府県労働局又はR I Cにご連絡をお願いします。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

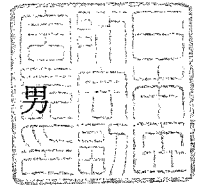
(保 77)

平成23年6月17日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会副会長

中 川 俊



東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の今後の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いにつきましては、平成23年3月診療分の請求（4月提出分）に関しまして、平成23年3月31日付け（保 268）F、4月診療分の請求（5月提出分）に関しましては、平成23年4月27日付け（保 46）F、5月診療分の請求（6月提出分）に関しましては、平成23年5月27日付け（保 66）Fにてご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、平成23年6月診療分（7月提出分）以降の請求方法につきまして、下記のとおり取り扱う旨通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 平成23年6月診療分以降に係る労災診療費等の請求について

- （1）平成23年6月診療分（7月提出分）以降に係る労災診療費の請求については、原則として特例による請求の取扱いを行わないものとします。

なお、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る労災保険指定医療機関（以下、「指定医療機関」という。）であって、5月診療分まで特例による請求を行ってきた指定医療機関のうち、引き続き6月診療分においても通常の請求が困難である場合には、所在地を管轄する都道府県労働局又はR I Cにご連絡をお願いします。

（2）請求書等の提出期限について

平成23年6月診療分（7月提出分）以降に係る請求書等の提出期限については、原則として、診療月の翌月10日までに所在地を管轄する都道府県労働局又はR I C（R I C 地方事務所廃止以降は都道府県労働局のみ）に提出することとなります。なお、災害救助法適用地域（東京都を除く。）の指定医療機関であって、やむを得ず上記提出期限に遅れるような場合には、その旨所在地を管轄する労働局又はR I Cにご連絡をお願いします。

2 その他

- （1）「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて」（平 23.3.14 基労補発 0314 第1号）に基づき、通常の「療養補償給付たる療養の給付請求書」（いわゆる「5号様式」）によらず、任意様式により作成した場合など、レセプトに労働保険番号等が

記載できない（不明なため）ものについても、特に他のレセプトと区分することなく請求して差し支えありません。

- （２）やむを得ない事情により、未だに３月診療分（４月提出分）、４月診療分（５月提出分）及び５月診療分（６月提出分）について請求（特例請求）に至っていない指定医療機関については、所在地を管轄する都道府県労働局又はＲＩＣにご連絡をお願いします。

<添付資料>

- ・東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の今後の取扱いについて
（平 23.6.15 基労補発 0615 第 2 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）

基労補発０６１５第２号
平成２３年６月１５日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補 償 課 長
(契 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の
今後の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成２３年３月３０日付け基発０３３０第１３号により通達されたところであるが、６月診療分（７月提出分）以降の診療費の請求については、原則として特例による請求の取扱いを行わないものとする。

なお、労災保険指定医療機関からやむを得ない事情により通常の請求が困難である等の相談があった際には、当課あて協議されたい。